

給付算定基礎額残高通知書 に関する Q&A

令和 8 年 6 月

地方職員共済組合

目 次

問 1 「給付算定基礎額残高通知書」が共済組合から届きましたが、これは何ですか。 ……	1
問 2 「給付算定基礎額残高通知書」が届きましたが、私は何か手続きをする必要がありますか。 ……	2
問 3 年金払い退職給付とは、どのようなものですか。 ……	2
問 4 年金払い退職給付の年金額は、どのように計算するのですか。 …	3
(更問) 将来の年金払い退職給付の年金見込額は試算できますか。 ……	3
問 5 「①標準報酬月額」欄は、実際の給料とは異なりますが、なぜですか。 ……	4
問 6 利息は、どのように計算されているのですか。 ……	4
問 7 「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」が表示されていないのは、なぜですか。 ……	5
問 8 付与率とは、どのようなものですか。 ……	5
問 9 基準利率はどのように定められているのですか。 ……	5
問 10 令和 8 年 3 月までの情報に限らず、最新の情報を確認できますか。 ……	6
問 11 年金払い退職給付を受給する前に私が死んだら、配偶者に年金は支給されますか。 ……	6
問 12 私は公務員を令和 7 年 10 月に退職しましたが、「給付算定基礎額残高通知書」が届きました。なぜですか。 ……	6
(更問) 何年も前に退職したのに、共済組合から「給付算定基礎額残高通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。 ……	7
問 13 「給付算定基礎額残高通知書」の宛先に旧住所が印字されていました。受給中の障害厚生年金の郵便物は現住所に届いているのですが、ほかに手続きが必要ですか。 ……	7

問 14 私には「給付算定基礎額残高通知書」が届きませんが、なぜですか。 8

当「Q&A」中の、「①～⑫」の数字は、「給付算定基礎額残高通知書 各項目の見方」の「①～⑫」に該当します。

※ 給付算定基礎額残高通知書の様式については、次ページ参照

[illegible]

この通知書は、あなたに年金払い退職給付の給付算定基礎情報高等通知書を送付することを知らせています。

給付員の方には、毎年、年次で退職金を受け付ける方には、退職及び節目年齢（35歳、45歳、55歳、63歳）の年度度に送付します。

※ この通知は、作成時点において登録済の標準報酬月額等の情報をもとに作成しています。

そのため、登録の時期などにより、最新の情報となっていない場合がありますのでご注意ください。

（将来の年金額に影響するものではありません。）

年金払い退職給付について

年金払い退職給付制度は、適用者年金制度の一元化に伴い、民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、平成27年10月1日から創設されました。

1. 積立制

平成27年10月以後の毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算出した付加額を積み立てます。また、これに利息を合計した額（給付算定基礎額）といいます。

2. 年金受取時

- A 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。
- A 年金払い退職給付に係る年金（退職年金）は、半分が有期年金、半分が終身年金となっています。
- W 有期年金の退職給金は、原則20年ですが、10年または一時での受給も選択可能です。
- E 原則として65歳からの受給ですが、60歳から繰上げ、または75歳まで繰下げて受給することもできます。

年金記録の電子交付（マイナ手続きポータル）のご案内

公費負担共済期間に係る年金記録（年金加入記録、年金受給記録、給付算定基礎情報等）について、前月末までの状況を、マイナポータルから確認することができます。

当組合ホームページ（<https://www.chikyosai.or.jp/>）または、右の二次元コードよりアクセスしてください。



1. 積立時

毎月の付与額と利息を積立

利息のみ積立

2. 年金受取時

20年または10年に分けて受給
(一時金としての受給も可)

1年目	2年目	3年目
-----	-----	-----

1/2(*)

1/2(*)

終身年金を受給

終身年金

1年目

2年目

3年目

※ 組合員期間が10年に満たない場合は、1/4を乗じた額になります。
(注) 年金、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の源泉徴収

1. 有期退職年金の額（年額）

(1) 20年または10年で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{3} \times 1/2(\text{※1}) \div \text{有期年金現率係数} \textcircled{※2}$$

(2) 一時金で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{3} \times 1/2(\text{※1})$$

2. 終身退職年金の額（年額）

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{3} \times 1/2(\text{※1}) \div \text{終身年金現率係数} \textcircled{※3}$$

※1 組合員期間（平成27年9月以前の期間を含みます。）が10年未満の場合は1/4になります。

※2 有期年金現率係数は、支給残月数に応じて定められます^①。

＜参考＞ 受給権発生時点の有期年金現率係数

・20年で受給する場合…19.485332

・10年で受給する場合…9.869149

※3 終身年金現率係数は、年齢に応じて定められます^②。

＜参考＞ 65歳時点の終身年金現率係数…23.129448

(60歳…27.162255 75歳…15.213114)

(注) 2及び※3の現率係数は、令和6年10月～令和7年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現率係数は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

問 1 「給付算定基礎額残高通知書」が共済組合から届きましたが、これは何ですか。

答

この通知書は、地方公務員等共済組合法施行規程第 164 条の 10 の規定に基づき、平成 27 年 10 月に創設された「年金払い退職給付」の算定の基となる給付算定基礎額残高をお知らせするものです。

平成 27 年 10 月の被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金の独自の給付としてあった「職域年金相当部分」が廃止され、民間の企業年金に相当する年金払い退職給付が創設されました。

この年金払い退職給付は、原則、65 歳から支給されるもので、毎月、標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率（＝保険料率）を乗じて得た付与額（＝保険料）を将来の年金給付に必要な原資として積み立てます。この付与額に利息を加えた額を「給付算定基礎額」といいます。

令和 8 年 3 月末時点における積立額を「給付算定基礎額残高通知書」でお知らせしています。

【参考条文】

地方公務員等共済組合法施行規程（抄）

※ 条文中の「退職等年金（給付）」とは、年金払い退職給付のことです。

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第 164 条の 10 組合は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金（法第 114 条第 2 項に規定する退職等年金分掛金をいう。次項において同じ。）の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

- 一 退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数
- 二 最近 1 年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額
- 三 最近 1 年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）
- 四 最近 1 年間における付与額及び利息の額の累計額
- 五 その他必要な事項

2 組合は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者が 35 歳、45 歳、59 歳及び 63 歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第 2 号及び第 3 号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。ただし、その者が年金受給権者であるときは、この限りでない。

問2 「給付算定基礎額残高通知書」が届きましたが、私は何か手続きをする必要がありますか。

答

手続きの必要はありません。内容をご確認いただき、記録に漏れや誤りがある場合は、通知書の表面にある「問い合わせ先」までご連絡ください。

問3 年金払い退職給付とは、どのようなものですか。

答

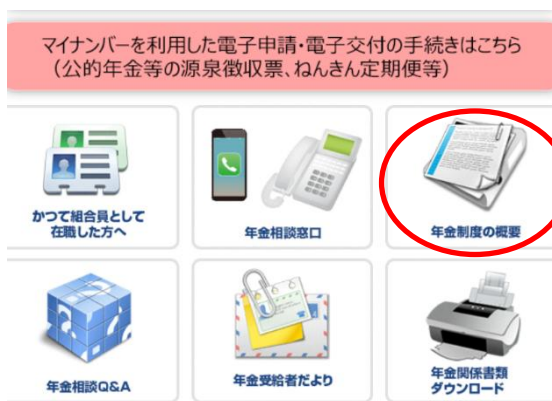
年金払い退職給付とは、平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金の独自の給付としてあった「職域年金相当部分」が廃止され、民間の企業年金に相当するものとして創設されたものです。

この年金は、原則65歳からの受給となり、半分は「終身退職年金」として生涯受給し、残りの半分は「有期退職年金」として、「20年」、「10年」、「一時金」の3つの受給方法から選択できます。

年金払い退職給付は、標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率（＝保険料率）を乗じて得た付与額（＝保険料）を将来の年金給付に必要な原資として積み立てたもので、「終身退職年金」と「有期退職年金」の2つに分けて受給するものです。

この年金は、原則、65歳からの受給となりますが、60歳から繰り上げて、又は、75歳まで繰り下げて受給することができます。

また、年金払い退職給付制度の詳細については、当組合のホームページの「[年金制度の概要](#)」をご覧ください。



問 4 年金払い退職給付の年金額は、どのように計算するのですか。

答

年金払い退職給付の年金額は、給付算定基礎額を現価率で除して計算します。

現価率は、有期退職年金については、「当該有期期間に一定額」の年金となるように、また、終身退職年金については、「終身にわたり一定額」の年金となるように年金額を計算する率として[地方公務員共済組合連合会の定款](#)において定められています。

現時点までの給付算定基礎額及び現時点での現価率を基にした年金額は、次の計算方法によります（組合員期間（一元化前の期間を含む。）が 10 年以上の場合）。

有期退職年金を 20 年で受給するとした場合の額

「⑨給付算定基礎額等合計」× $1/2 \div 19.045727$

(20 年で受給する場合の当初の有期年金現価率)

終身退職年金の額

「⑨給付算定基礎額等合計」× $1/2 \div 22.431306$

(65 歳時点での終身年金現価率)

なお、給付算定基礎額は今後も付与額及び利息が積み立てられていくため、65 歳になって実際に受給できる年金額は現時点で計算した年金額より増えていくことになります。

(更問) 将来の年金払い退職給付の年金見込額は試算できますか。

答

年金払い退職給付の退職年金は、個人ごとの年金原資を基に「現価率(※)」を用いて計算します。

この現価率は毎年 10 月に見直されるため、現時点で将来の年金見込額を計算することができません。

このため、「給付算定基礎額残高通知書」には年金見込額を記載してありません。

※現価率については、問 4 を参照のこと。

問5 「①標準報酬月額」欄は、実際の給料とは異なりますが、なぜですか。

答

標準報酬月額は、基本給の他、残業手当、通勤手当などの各種手当を加えた額を地方公務員等共済組合法に定める標準報酬月額の等級表（1等級（8万8千円）から32等級（65万円）までの32等級に区分）に当てはめた額ですので、実際の給料とは異なります。

また、期末手当等の支給があった月は、当月の標準報酬月額に標準期末手当等の額を合計して表示しています。

なお、標準期末手当等の額は、実際の期末手当等の1,000円未満の端数を切り捨てた額で、上限は1回の支給につき150万円となっています。

※ 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、従前標準報酬月額が表示されています。

問6 利息は、どのように計算されているのですか。

答

各月の利息は、前月の「④給付算定基礎額残高」と当月の「②付与額」に対して、基準利率に基づき複利計算によって算定されます。

なお、「⑫基準利率」は年率ですので、各月の利息を計算する場合は、これを1ヶ月単位に換算した率（令和6年10月から令和7年9月まではおおよそ0.00021641、令和7年10月から令和8年9月まではおおよそ0.00040741）を乗じます。

【利息の計算】

ア 前月「④給付算定基礎額残高」×基準利率（月率※）

イ 当月「②付与額」×基準利率（月率※）

ウ 「③利息」＝ア＋イ （円位未満切捨）

※ 基準利率（月率） 年率0.26%（令和6年10月から令和7年9月まで）を1ヶ月単位に換算した率（%）

$$= \{(1+0.0026)^{1/12}-1\} \times 100 \div 0.02164089\cdots$$

年率0.49%（令和7年10月から令和8年9月まで）を1ヶ月単位に換算した率（%）

$$= \{(1+0.0049)^{1/12}-1\} \times 100 \div 0.04074191\cdots$$

(例)

令和 7 年 10 月の給付算定基礎額残高が 715,289 円で、令和 7 年 11 月の標準報酬月額が 44 万円（付与額 6,600 円）のときの利息

ア 前月「④給付算定基礎額残高」× 基準利率（月率）←当月（11 月）利率
=715,289 円 × 0.00040741=291.41 円（銭位未満切捨）

イ 当月「②付与額」× 基準利率（月率）
=6,600 円 × 0.00040741 = 2.68 円（銭位未満切捨）

ウ 「③利息」= ア+イ
= 291.41 円+2.68 円
= 294.09 円 → 294 円（円位未満切捨）

問 7 「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」が表示されていないのは、なぜですか。

答

この欄は、一度退職して 65 歳到達時に有期退職年金及び終身退職年金が決定（繰上げによる決定を含む。）され、さらに組合員として再就職している場合にのみ表示されるためです。

問 8 付与率とは、どのようなものですか。

答

付与率とは、年金払い退職給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること等を勘案し、[地方公務員共済組合連合会の定款](#)で定められる保険料率（掛金率と負担金率の合計）のことです。

平成 27 年 10 月から、1.5%と定められています。

問 9 基準利率はどのように定められているのですか。

答

基準利率は、国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款において定められています。

基準利率は、10 年国債の応募者利回りの直近 1 年平均と 5 年平均のうち低い方の率とし、積立金の運用状況とその見通しを勘案し、[地方公務員共済組合連合会の定款](#)において定められます。

問 10 令和 8 年 3 月までの情報に限らず、最新の情報を確認できますか。

答

「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」において、年金記録の電子交付をしていただくことにより、自身の公務員期間に係る前月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。

申込方法等については、当組合のホームページ上の[こちら](#)からアクセスしてください。

問 11 年金払い退職給付を受給する前に私が死んだら、配偶者に年金は支給されますか。

答

年金払い退職給付に係る遺族の年金は、公務で亡くなられた場合のみ支給されます。詳細については、通知書の表面にある「問い合わせ先」までお問い合わせください。

公務以外の理由により年金受給前にお亡くなりになられた場合は、生計が同一の配偶者、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は 20 歳未満の障害等級が 1 級若しくは 2 級の子、55 歳以上の父母などがいるときに、有期退職年金に相当する額が一時金として支給されます。遺族が複数いる場合には、遺族の数に応じて等分して支給されます。

なお、終身退職年金に相当する額は支給されません。

問 12 私は公務員を令和 7 年 10 月に退職しましたが、「給付算定基礎額残高通知書」が届きました。なぜですか。

答

給付算定基礎額残高通知書は、地方公務員等共済組合法施行規程第 164 条の 10 第 2 項において、組合員が退職したときにも通知することとされているためです。

通知書の送付対象者は、令和 8 年 3 月 31 日に在職している組合員のほか、次の方に送付しています。

ア. 令和 7 年度（残高通知対象年度）に退職した方

イ. 待機者のうち令和 7 年度に 35 歳、45 歳、59 歳及び 63 歳に達した方

なお、退職者及び待機者の通知書の印字は、③利息と④給付算定基礎額残高のみが表示されており、①標準報酬月額と②付与額はブランクとなっています。

(更問) 何年も前に退職したのに、共済組合から「給付算定基礎額残高通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。

答

昨年度に節目年齢（35 歳、45 歳、59 歳もしくは 63 歳）に達した方に該当するため、送付したものです。

内容をご確認いただき、記録に漏れや誤りがある場合は、通知書の表面にある「問い合わせ先」までご連絡ください。

また、宛先に印字された住所が現住所と異なっている場合は「[年金待機者等異動報告書](#)」の提出が必要となりますので、問い合わせ先までご連絡いただくか、ホームページから報告用紙をダウンロードしてご提出ください。

問 13 「給付算定基礎額残高通知書」の宛先に旧住所が印字されていました。受給中の障害厚生年金の郵便物は現住所に届いているのですが、ほかに手続きが必要ですか。

答

給付算定基礎額残高通知書の住所情報は、年金受給者用の住所情報とは別管理しています。給付算定基礎額残高通知書の住所情報を当組合でデータ整備しますので、特に手続きの必要はありません。

問 14 私には「給付算定基礎額残高通知書」が届きませんが、なぜですか。

答

主に次の3つの場合が考えられます。

【令和8年3月31日までの組合員期間が1年未満の場合】

年金払い退職給付は、1年以上の引き続く組合員期間が必要です。

あなたの場合、令和8年3月31日までの組合員期間が1年に満たないため、今年度は送付されません。

【令和8年4月以後に他の共済組合から転入してきた場合】

今回の通知は、原則、令和8年3月31日時点で当組合の組合員であった方に送付しています。

あなたの場合、令和8年4月以降に他の共済組合から転入し、当組合の組合員となられましたので、転入前に加入していた共済組合に、「給付算定基礎額残高通知書」が送付されるかご確認ください。

【平成27年10月以降の組合員期間がない場合】

年金払い退職給付制度が創設された平成27年10月以降の組合員期間がないため、送付されません。

なお、自身の公務員期間の記録や年金見込額等を確認できる「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」の年金記録の電子交付において、前月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。

申込方法等については、当組合のホームページ上の[こちら](#)からアクセスしてください。